

木浜町地区計画区域内の 開発行為に関する留意事項等について

守山市 都市計画課

開発行為における留意事項等

①公図混乱について

- ・当該地区計画区域には公図が混乱している箇所があり、該当する場合は公図混乱が解消されない限り開発行為が行えません。まずは、公図等の確認を行ってください。

②当該地区計画区域内の河川の流下能力について

- ・町内を流れる河川は、比較的緩やかな勾配や狭小な箇所があり、十分な流下能力が確保できていない場合があります。「都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準（守山市都市経済部）（以下技術基準という。）」に基づき、開発面積に応じた、河川の流下能力の検証を行い、検証結果において、流下能力が無い場合は、技術基準に基づき、調整池等の必要な対策を講じていただく必要があります。

③宅盤の高さについて

- ・当該地域は、琵琶湖周辺に位置しており、滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策課が発行する滋賀県はん濫解析において、浸水が想定される箇所が見受けられます（0.5m未満）。このため、宅地の高さについては、技術基準に基づき、TP84.371（鳥居川水位零位）+1.5m以上に計画していただき、床上浸水被害の防止に努めてください。

※守山市防災マップをご確認いただき、地震や洪水の危険性に対する認識を深めていただき、「安全・安心のまちづくり」にご協力をお願いいたします。

水害に強い地域づくりへご協力のお願い

- ・当該地区計画区域内の河川の流下能力は十分ではない為、降雨時の急激な排水を緩和するため、建築物等の新築や改築をされる際には、雨水タンクの設置にご協力を
お願いいいたします。雨水タンクは、花壇等への水やりに利用でき、水道代の削減につながりますので、ぜひご検討をお願いいたします。
- ・当該雨水タンクの設置には、「守山市雨水貯留設備設置補助金」をご活用いただけます。補助金の活用に際しては、設備基準や当該予算に限りがありますので、事前に環境政策課にご相談ください。